

令和2年第3回広尾町議会定例会 第1号

令和2年9月9日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 会期の決定について
- 4 総務常任委員会報告
- 5 産業常任委員会報告
- 6 行政報告
- 7 報告第 9号 継続費の精算報告書について
- 8 報告第10号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 9 報告第11号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
- 10 報告第12号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院の業務実績に関する評価について
- 11 認定第 1号 令和元年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定について
- 12 認定第 2号 令和元年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 13 認定第 3号 令和元年度広尾町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 14 認定第 4号 令和元年度広尾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 15 認定第 5号 令和元年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 16 認定第 6号 令和元年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 17 認定第 7号 令和元年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 18 認定第 8号 令和元年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 19 認定第 9号 令和元年度広尾町病院事業債管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 20 認定第10号 令和元年度広尾町水道事業会計決算認定について
- 21 同意第14号 広尾町教育委員会委員の任命について
- 22 議案第73号 財産の取得について
- 23 議案第74号 財産の取得について
- 24 議案第75号 財産の取得について
- 25 議案第76号 財産の処分について
- 26 議案第77号 財産の無償貸付について
- 27 議案第78号 広尾町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 28 議案第79号 広尾町新規就農者誘致に関する特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

- 29 議案第80号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
 30 議案第81号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
 31 議案第82号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
 32 議案第83号 広尾町まちづくり推進総合計画の策定について
 33 議案第84号 令和2年度広尾町一般会計補正予算（第9号）について
 34 議案第85号 令和2年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第2号）について
 35 議案第86号 令和2年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
 36 議案第87号 令和2年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
 37 議案第88号 令和2年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について
 38 議案第89号 令和2年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
 39 議案第90号 令和2年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）について
 40 議案第91号 令和2年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
 41 議案第92号 令和2年度広尾町病院事業債管理特別会計補正予算（第2号）について

○出席議員（13名）

1番 松田 健司	2番 浜野 隆
3番 萬亀山 ちず子	4番 前崎 茂
5番 北藤 利通	6番 志村 國昭
7番 星加 廣保	8番 山谷 照夫
9番 渡辺 富久馬	10番 小田 雅二
11番 旗手 恵子	12番 浜頭 勝
13番 堀田 成郎	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	村 瀬 優
副 町 長	田 中 靖 章
会 計 管 理 者	山 崎 勝 彦
兼 出 納 室 長	山 崎 勝 彦
総 務 課 長	齊 藤 美 津 雄
総 務 課 長 補 佐	柏 崎 弥 香 子
併 総 務 課 参 事	西 内 努
併 総 務 課 主 幹	山 岸 雄 一
併 総 務 課 主 幹	木 幡 幸 雄

企 画 課 長	雄 谷 幸 裕
企 画 課 長 補 佐	及 川 隆 之
住 民 課 長	西 脇 秀 司
住 民 課 長 補 佐	佐 藤 直 美
住 民 課 長 補 佐	楠 本 直 美
住 民 課 長 補 佐	山 崎 義 和
兼 住 民 課 長 補 佐	佐 藤 清 美
保 健 福 祉 課 長	宝 泉 大
兼 老 人 福 祉 セ ン タ ー 所 長	宝 泉 大
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	村 上 洋 子
健 康 管 理 セ ン タ ー 長	佐 藤 清 美
保 健 福 祉 課 子 育 て 支 援 室 長	浜 頭 力
認 定 こ ど も 園 ひ ろ お 保 育 園 長	道 尚 子
認 定 こ ど も 園 ひ ろ お 保 育 園 副 園 長	成 田 ま ゆ み
兼 豊 似 保 育 所 長	成 田 ま ゆ み
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	金 石 輝 義
兼 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	金 石 輝 義
農 林 課 長	平 浩 則
兼 町 営 牧 場 長	平 浩 則
水 産 商 工 観 光 課 長	室 谷 直 宏
建 設 水 道 課 長	前 田 憲 一
建 設 水 道 課 主 幹	北 藤 盛 通
兼 下 水 終 末 処 理 セ ン タ ー 長	前 田 憲 一
港 湾 課 長	森 谷 亨
港 湾 課 長 補 佐	安 岡 伸 弘

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 課 長	菅 原 康 博
管 理 課 長	山 岸 直 宏
管 理 課 長 補 佐	山 畑 裕 貴
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	山 岸 達 也
社 会 教 育 課 長	小 川 浩 司
兼 図 書 館 長	小 川 浩 司
兼 海 洋 博 物 館 長	小 川 浩 司

〈 選 挙 管 理 委 員 会 〉

委員 長 辻 田 廣 行
併 書 記 長 齊 藤 美 津 雄

〈 監 査 委 員 〉

代 表 監 査 委 員 大 林 忠
併 書 記 長 白 石 晃 基

〈 公 平 委 員 会 〉

委 員 長 木 下 利 夫
併 書 記 長 齊 藤 美 津 雄

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長 今 村 弘 美
併 事 務 局 長 平 浩 則
事 務 局 次 長 寺 井 真

○出席事務局職員

事 務 局 長 白 石 晃 基
事 務 局 次 長 保 坂 一 也
総 務 係 主 事 西 村 萌

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、令和2年第3回広尾町議会定例会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、浜野隆議員、7番、星加廣保議員を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程第2、諸般の報告を行います。
8月19日と9月4日に議会運営委員会が開催され、報告書はお手元に配付しておりますので、委員会報告は省略します。
次に、議会の動向ですが、各自お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思えます。
次に、本定例会に町長から報告3件、認定10件、同意1件、議案20件を受理しております。また、教育委員会から報告1件、議会から意見書案4件を受理しております。
次に、説明員の出席につきましては、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申出のあった関係者の出席を求めています。
次に、監査委員より令和2年5月から7月までの例月出納検査の報告があり、報告書は各自お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思えます。
また、一部事務組合議会の報告につきましても配付しておりますので、ご覧いただきたいと思えます。
一般質問は、4人の議員から通告があり、9月10日に行います。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第3、会期の決定についてを議題とします。
この件は、さきに議会運営委員会が開催され、審査結果については配付した報告書のとおりであります。本件に対する委員会の報告は、本日9日から9月17日までの9日間とするものです。
お諮りします。委員会の報告のとおり会期は本日9日から17日までの9日間にしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日9日から9月17日までの9日間とすることに決しました。

◎日程第4 総務常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第4、総務常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は配付している定例会報告書19ページです。

ここで、委員長の報告を求めます。

11番、旗手恵子議員、登壇の上、報告願います。

1、総務常任委員会委員長（旗手） 令和2年第2回定例会で承認を得た所管事務調査を行いましたので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1、委員会の開催状況です。

(1)、開催日は、令和2年7月28日火曜日です。

(2)、開催場所は、議事堂議員控室です。

(3)から(5)までは、記載のとおりです。省略をさせていただきます。

2、調査の内容です。

(1)、学校教育での情報インフラの現状と将来展望について、資料に基づき説明を受けました。

①、学校教育での情報インフラの現状について。

広尾小学校は、職員室用サーバー2台と外付けハードディスク2台、高機能無停電電源装置2台、校内はLANケーブル配線。タブレット端末18台、ノート型パソコン36台、デスクトップ型41台、無線LAN子機36台です。

豊似小学校は、校舎新築時に無線LANアクセスポイントを整備済みであり、今回の補助事業は対象外である。タブレット端末3台、ノート型パソコン28台、デスクトップ型1台、無線LAN子機13台です。

広尾中学校、職員室用サーバー2台と外付けハードディスク2台、高機能無停電電源装置2台、校内はLANケーブル配線です。タブレット端末8台、ノート型パソコン66台、デスクトップ型1台、液晶モニター1台、無線LAN子機38台です。

課題は、1クラス全員の児童生徒で使うと、通信速度が遅く活用できないということです。

次に、②番目、「GIGAスクール構想の実現」に向けた校内通信ネットワーク整備事業についてです。

全国一律のICT環境整備が急務であり、2分の1補助があります。

各家庭へのタブレット持ち帰り学習を検討中で、現在、貸出要綱作成中とのことです。

現在、各学校において児童生徒の家庭におけるWi-Fi環境を調査中で、Wi-Fi環境のない家庭には、モバイルルーターを貸し出すことも検討中です。通信費については各家庭の負担となるが、国の補助事業により、要保護世帯と準要保護（特別支援）世帯に対して年1万円の助成が行われるということです。

現在、図書館などの公衆無線Wi-Fi環境の整備を検討しているということです。

③番目、「GIGAスクール構想の実現」に向けた児童生徒1人1台端末の整備事業について。
本町は、僻地加算により4万5,900円まで定額補助があります。

令和元年5月1日現在学校基本調査の児童生徒数により、419台の端末を整備する予定。3分の2補助があります。

(2)、新型コロナウイルス感染症の影響による教育現場の実態について、資料に基づき説明を受けました。

①、現状についてですが、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、2月27日から3月24日まで町内の小中学校が臨時休校。3月の第2週より各学校において分散登校を行っている。

4月8日の入学式から学校を再開したが、4月20日から5月31日まで臨時休校、5月の第4週より各学校において分散登校を行っています。

②番目、長期休業によるかつてない学習の遅れについて。

各学校においては、長期休業期間の短縮、行事の見直し、時間割の見直しにより対応していく予定。

これまでの臨時休校中には、教員からの各種プリントを毎週郵送、クラウド教材を活用したドリル問題で家庭学習に取り組んでいます。

③番目、心のケアなどの対策について。

長期休業期間で児童生徒の生活リズムの乱れや各種行事・部活動の延期・中止などで、心身の不調を来す児童生徒には、教職員によるケアはもちろん、北海道のスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー派遣事業を活用し、悩み相談や不登校児童生徒への対応をしています。

④番目、学校での感染防止策として政府が求めるソーシャルディスタンスは可能か、現在、道教委より通知があった「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル『学校の新しい生活様式』」を踏まえた学校教育活動が示されています。

6月1日からは、地域の感染レベルがレベル1となり、身体的距離を1メートル確保し、十分な感染対策を行った上で、教科活動、部活動、学校給食を実施している。

今年度は、小学校の水泳授業中止、柔道部の乱取り禁止、グループ討論の方法では、向かい合わせよう配慮し、学校教育活動を展開するという事です。

主な質疑は、委員から419台のタブレットを一斉に発注しても、すぐに届かないのでは。広尾小学校6年生のみなど、先行して発注してはどうかと質疑がありまして、それにはタブレットを先行して何台発注するなどは想定していないとの説明がありました。

また、委員から、幕別・音更は冬休みは削らないとしているがという質疑があり、本町は第2波、第3波やインフルエンザ等を考慮し、授業時数を確保するための措置であるとの説明がありました。

委員から、心のケアについて、不調の訴え、相談体制はとの質疑があり、ゲーム機を長く使用するなど昼夜逆転もある。一部の児童生徒には影響が出ている。スクールカウンセラーが空き教室に滞在し、自由に児童生徒が出入りできるような体制を取るとのことでした。

次に、ソーシャルディスタンス1メートル確保で大丈夫かという質疑があり、これには2メートル以上が最低ラインで、卒業式、入学式は2メートル以上離している。6月1日からは、地域の感

染レベルが下がったことにより、身体的距離を1メートル確保し、十分な感染対策を行っているとの説明がありました。

以上です。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

質疑を終結します。

以上で、総務常任委員会報告を終わります。

◎日程第5 産業常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第5、産業常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は配付している定例会報告書22ページです。

ここで、委員長の報告を求めます。

9番、渡辺富久馬議員、登壇の上、報告願います。

1、産業常任委員会委員長（渡辺） 令和2年第2回定例会で承認を得た所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1、委員会の開催状況でありますけれども、令和2年8月18日火曜日。

以下、記載のとおりであります。

2、調査の内容についてであります。①、新型コロナウイルス感染症の影響による商工業支援の進捗状況について。

第2回定例会での行政報告（6月5日現在）後と現時点における推移を含め、資料により説明を受けました。

①、中小企業金融支援対策について。

既存の広尾町中小企業融資規則の一部を改正し対応を図り、7月31日現在、運転資金を新たに借り入れ、その全額と保証料を補給する本制度の借入件数は67件、借入額が9億890万円であり、6月5日現在と比較し、借入件数で39件、借入額で6億7,520万円の増となっています。

また、既存融資に対する措置制度の申請は、現在のところ利用がないとのことであり。

②、ひろお飲食店応援クーポンについて。

売上げが減少する飲食業を営む事業者を支援するために、限定クーポンを配布し、飲食業を応援しながら、地域の経済対策に資することを目的として、応募のあった38事業者を対象としております。8月3日現在、配布枚数は6,608枚のうち、4,773枚が利用され、利用率は72.2%、21事業者に238万6,500円が交付されております。第4回臨時会の行政報告（7月13日現在）時での利用率が58%と非常に低い利用率であったことから、当初の7月31日までの有効期間を9月30日まで延長し、さらなる利用促進に向け広報活動を図るとのことであり。

③、ひろお飲食店応援プレミアムクーポンについて。

「広尾町商工会」発行の本事業については、7月31日現在、販売枚数6,000枚のうち3,965枚が利用され、利用率は66.1%、23事業者に198万2,500円が交付されております。幅広い事業所で利用されているとのことであります。

④、中小企業緊急支援事業給付金について。

外出等の自粛要請に伴い、売上げが2割以上減少した中小企業に、上限30万円の給付金を支給し、事業の継続と雇用の確保を図ることを目的としている。申請期限の7月31日までに107事業者が2,820万円を申請し、給付金の交付を行ったとのことであります。

⑤、上下水道使用料等の減免状況（5月から7月分）について。

中小企業緊急支援事業給付金に係る上下水道使用料等の減免状況について、上水道使用料で146件、77万円、下水道使用料で126件、52万3,710円、簡易水道使用料で4件、2万9,260円、個別排水使用料で4件、1万6,720円の減免を行ったところであり、最終的には減免の件数及び金額ともに増えることとなるとのことでありました。

⑥、広尾町地域振興プレミアム付商品券について。

売上げが減少する商工業者を支援するために「広尾町商工会」が発行する商品券に対して補助をすることで、地域の経済対策に資することを目的として、応募のあった137事業者を対象としております。8月4日現在、販売枚数20万8,000枚のうち、7万9,600枚が利用され、89事業者に3,980万円が交付されております。現時点で未利用が12万8,400枚ほどあることから、今後においても、防災無線及び町広報等を使用し、利用の促進を図るとのことでありました。

主な質疑でありますけれども、委員から中小企業緊急支援事業給付金の予算対比はどの質問があり、商工会より事業所数が139事業所と聞いており、予算上130事業所分の予算を計上したが、最終的には107事業所の申請・交付となったことから執行残が発生したとのことであります。

次に、委員から、前回に実施のプレミアム付商品券事業は4日間程度で完売したが、今回の日数についてはどうかとの質疑があり、今回は支援内容が違う面もあり、19日間で完売となったとの説明がありました。

次に、委員から、今後、新型コロナウイルス感染症の影響で景気が落ち込んでいくことが予想される。町がどこまで支援できるのかについて今からシミュレーションをするべきと考えるが、その考えはどの質疑があり、町と商工業者が連携し、全体の枠組みの中で考えていきたい。今年はイベント等も中止しており、形を変えて何かできないか、関係機関等と協議しながら対応策を考えていきたいとの説明がありました。

以上、産業常任委員会所管事務調査報告といたします。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

質疑を終結します。

以上で、産業常任委員会報告を終わります。

◎日程第6 行政報告

1、議長（堀田） 日程第6、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありますので、発言を許します。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 令和2年第3回定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。
行政報告をさせていただきます。

まず、1点目の養護老人ホームにおける介護中の事故についての報告であります。

令和2年8月22日午後6時30分頃、養護老人ホームの入所者の居室において、介護職員がおむつ交換後、入所者の足を持ち上げて、褥瘡予防用のクッションを膝下に入れようとしたところ、左足の指の部分にクッションが引っかかっているのに気づかず、ずらしたため、左足首が引っ張られ、けがを負わせてしまったものであります。早急に病院を受診した結果、左足の脛骨骨折と診断されましたが、入院は要さず、左足首を固定した状態での経過観察となりました。その後、ご親族の方に対しまして、謝罪と事故の経緯を説明させていただいております。けがをされた入所者をご親族の皆様は深くお詫び申し上げます。

日頃より施設職員へ、事故防止対策については、あらゆる機会に周知・徹底し、介護の質の向上が図られるよう指導しているところですが、このような事故が発生しましたことを町民の皆様に対しましても改めて深くお詫び申し上げます。

今後、入所者の皆様は安全に安心して暮らせるよう、施設職員にはさらなる再発防止対策を図るよう指導してまいります。

なお、本件に係る賠償等につきましては、内容が決まり次第議会に報告させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、2点目の令和2年度普通交付税の決定についてであります。

令和2年度の普通交付税額が7月31日に決定しましたので、その概要について説明をいたします。

別冊の行政報告資料1ページであります。ご用意いただきたいと思います。

行政報告資料1ページの中段の太枠をご覧ください。

本年度の普通交付税A欄であります。31億9,210万9,000円です。当初交付決定額で前年度と比較しますと、交付額で6,347万9,000円の増、率で2.0%の増となりまして、地方財政計画上の増加率を0.5ポイント下回る結果となりました。

また、臨時財政対策債の令和2年度の発行可能額C欄であります。1億3,099万7,000円で、1.5%の減となっております。

なお、令和2年度の普通交付税と臨時財政対策債の合計では33億2,310万6,000円となりまして、前年度の当初の合計額と比較いたしますと、金額で6,153万4,000円で、率で1.9%の増とな

りました。増額要因の主なものは、地域社会再生事業費の増によるものであります。

一方、基準財政収入額は、固定資産税及び地方消費税交付金の増により、全体として増加しております。

また、令和2年度の当初予算については、普通交付税31億円、臨時財政対策債1億2,500万円、合計32億2,500万円を計上しておりますが、算定の結果、9,810万6,000円の追加補正ということになったところであります。

次に、3点目の特別定額給付金事業の実施結果についてであります。

別冊の資料の2ページをお願いいたします。

本事業の基準日は4月27日でありまして、最終的な給付対象世帯数は3,317世帯、給付対象人数は6,616人となりました。支給額は1人につき10万円、申請期間はオンラインによる申請が5月8日から8月11日、郵送による申請は5月13日から8月11日までとしたところであります。

初めに、申請状況であります。給付対象世帯数3,317世帯のうち、3,305世帯から申請があり、申請率は99.6%になりました。

申請方法の内訳につきましては、オンライン申請が48件、郵送による申請3,257件となっております。未申請者につきましては、文書や訪問などで申請を呼びかけるなど、対応したところであります。12世帯が未申請となったものであります。未申請者の内訳につきましては、申請なしが6世帯6人、給付金辞退が2世帯3人、対象者死亡が2世帯2人、申請書未達が2世帯2人となっております。

次に、給付状況であります。6,603人分、6億6,030万円を給付し、給付率は99.8%となったところであります。

続きまして、4点目の工事請負契約の締結についてであります。

楽古地区配水管改良工事の契約を令和2年9月2日付で締結いたしましたので、報告いたします。

契約の相手方は、広尾郡広尾町丸山通北7丁目3の2、有限会社田中建設、代表取締役田中久であります。

契約額は、3,949万円であります。

工期につきましては、令和2年9月3日から令和3年1月29日までであります。

工事の概要であります。楽古地区の漏水が多発している区間の配水管改良取替え工事です。延長は914.38メートルであります。

指名業者等の状況であります。有限会社田中建設、株式会社畑下興業、株式会社三浦建設の3者をもって入札を行い、落札率は98.8%になったところであります。

次に、5点目の広尾町福祉・医療施設等新型コロナウイルス感染防止対策支援金についてであります。

本町における新型コロナウイルスの感染防止対策につきましては、国内や道内の感染状況を注視しながら、町民の皆様と各事業者のご理解とご協力の下、様々な対策を講じてまいりましたが、一向に収束の兆しが見られず、最近では十勝管内においても感染者が確認されるなど、依然として厳しい状況にあります。今後も引き続き皆様には慎重な対応をお願いすることが見込まれ、とりわけ

町民の皆様の安全な暮らし、健康と命を預かる福祉・医療施設はより一層感染防止の取組が求められることから、施設内の消毒など、感染防止対策に要する費用の一部を助成し、町内での感染を防ぐことを目的に、広尾町福祉・医療施設等新型コロナウイルス感染防止対策支援金を創設いたしました。

この支援金の交付対象は、町内の介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、診療所、歯科医院を予定しておりまして、1事業所につき30万円を上限に支援金を交付するものであります。

なお、本定例会におきまして、この支援金を交付するための関連補正予算を提案させていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、6点目の広尾町子育て世代包括支援センターの開設についてであります。

妊娠期から子育て期にわたる支援を切れ目なく提供するため、国は全国の市町村に設置するように法制化をしており、本町におきましても、今年10月の開設に向け、準備を進めております。

子育て支援室の子育て支援係、保健師などが兼務する形で、きめ細やかな相談支援を行うことにより、地域における子育て世帯の安心を醸成するものであり、健康管理センター内と役場保健福祉課子育て支援室に相談窓口としての看板を掲示し、対応する運びとなっております。

また、センター設置に向けた費用等については、本定例会で補正予算を提案させていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、7点目であります。

腎臓機能障害者通院送迎サービス事業の実施についてであります。

本町におきまして、腎臓機能障がいにより人工透析治療を受けられている方は、8月末現在で25人、そのうち24人が大樹町の森クリニック、もう一人が帯広市内の医療機関へそれぞれ通院されております。通院における移動手段につきましては、年齢や健康状態、家族の支援の有無などの理由で自家用車または路線バスのいずれかを利用されており、町からは通院に係る交通費を助成しておりますが、高齢であるなどの影響で、車の運転やバス停でバスを待つのが困難であるなど、経済的な助成だけではサポートし切れないケースが生じております。

また、本町における人工透析患者は、平成29年度が16人、平成30年度が18人、令和元年度が24人、本年8月末現在では25人と増加傾向にあるところであります。

このことを重く受け止め、新たに要綱を制定し、本年10月から腎臓機能障害者通院送迎サービス事業を実施いたします。町内のタクシー業者と連携し、町が大型タクシーにより大樹町の森クリニックまでの定期的な送迎サービスを提供することで、人工透析治療を必要とされる方々の通院における身体的、経済的な負担を軽減し、障がい者福祉の増進を図るものであります。

なお、本定例会におきまして、この事業を進めるための関連補正予算を提案させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、8点目の広尾サンタランドツリー点灯式についてであります。

サンタランドの認定を記念して、昭和59年より毎年実施してきました広尾サンタランドツリー点灯式は、10月24日土曜日に開催を予定したところでありますが、来場者の密集を避けることが困難であることから、従来どおりの点灯式を取りやめ、自宅などでも楽しめるようにインターネッ

トを利用した動画配信を計画しております。その際には、イルミネーション点灯中継はもとより、保育園の子どもたちの合唱や町内の風景などを事前に録画するなど、広尾町にお越しいただけない方にも楽しんでいただけるような内容を検討しているところであります。

次に、9点目のひろお毛がにまつりについてであります。

本年のひろお毛がにまつりは12月第2日曜日の13日に開催を予定しておりましたが、ツリー点灯式と同様に来場者の密集を避けることが困難であることから、主催である観光協会で協議した結果、代わりとなるイベントを検討しているところであります。広尾町の特産品が楽しめるよう、イベント方法を含め実現に向けて協議を進めていきます。

いずれにいたしましても町民の皆様をはじめ、楽しみにしていただいている方々の安心と安全を確保するため検討した結果でありますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上、行政報告とさせていただきます。よろしく願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

ただいまの行政報告に対する質問は、10日の一般質問時に発言を許しますので、本日午後3時までに具体的内容を記載した文書をもって通告願います。

◎日程第7 報告第9号

1、議長（堀田） 日程第7、報告第9号 継続費の精算報告書についての報告を行います。
村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 報告第9号 継続費の精算報告書についてであります。

令和元年度をもって継続年度が終了した広尾町一般会計の継続費の精算について、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき報告をさせていただくものであります。

次のページであります。別紙の令和元年度広尾町一般会計継続費精算報告書であります。

7款5項、事業名は、公営住宅整備事業であります。全体計画に対する実績及び比較の年割額、財源内訳は、おのおの記載のとおりであります。

以上で、報告とさせていただきます。よろしく願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 特に確認することがあれば、発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、報告第9号 継続費の精算報告書についての報告を終わります。

◎日程第8 報告第10号

1、議長（堀田） 日程第8、報告第10号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告を行います。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 報告第10号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付して別冊にあります報告第10号関係の報告書のとおり報告をさせていただくものであります。

なお、詳細につきましては、副町長より補足説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

田中副町長。

1、副町長（田中） それでは、報告第10号につきまして順次説明をさせていただきます。

お手元に別冊の報告第10号、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書と監査委員さんからの令和元年度広尾町決算に基づく健全化判断比率審査意見書、そして公営企業会計決算に基づく資金不足比率審査意見書をご用意いただきたいと思います。

初めに、資金不足比率報告書の1ページをお開きいただきたいと思います。

表の説明でありますけれども、判断項目といたしまして、実質赤字比率から将来負担比率まで4つの指標を示してございます。それぞれの判断比率につきましては、標準財政規模と比較して指標化したものであります。中段、米印から以下に概要を整理しておりますので、後ほどご確認をいただきたいと思います。

指標と判断比率の関係であります。これら4つの指標のいずれかが早期健全化基準を超えた場合、自主的な改善努力によります財政健全化計画を定めることとなります。

また、将来負担比率を除く3つの指標のいずれかが財政再生基準を超えた場合には、国の関与、指導による財政再生計画を定めなければならないことになっております。

元年度決算における本町の健全化判断比率の状況であります。

初めに、実質赤字比率につきましては、一般会計の実質収支が赤字の場合に数値として表示されます。黒字決算のため比率の表示はありません。

次の連結実質赤字比率につきましては、全会計を含めた実質赤字の場合に数値として表示されず。全会計黒字でありますから、比率の表示はありません。

次の実質公債費比率につきましては14.5%、将来負担比率は、一般会計の借入金や債務負担行為に基づくもの、さらに特別会計への繰出金のうち公債費に係るものなど、将来負担すべき実質的な負債の残高等を対象としておりまして、元年度決算は55.4%となっております。いずれも早期健全化基準を下回っているところであります。

なお、これらの数値の計算式につきましては、2ページから5ページに記載のとおりでありますので、後ほどご確認をいただきたいと思います。

次に、6ページをお願いいたします。

令和元年度決算に基づく資金不足比率報告書であります。

公営企業会計等に係る資金不足比率の状況であります。本町では、公営企業法の適用企業として水道事業会計、法非適用企業として港湾管理、簡易水道事業、下水道事業の3つの特別会計が対象となっております。

なお、国保病院事業会計につきましては、地方独立行政法人への移行により廃止となりました。元年度決算は、いずれも資金不足の状況になる会計はありませんでした。

これらの計算式につきましても、7ページ、8ページにそれぞれ記載してあるとおりでありますので、後ほどご確認をいただきたいと思っております。

次に、決算に基づく健全化判断比率に対する監査委員の意見であります。令和元年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書をご用意いたします。

意見書の2ページをお願いいたします。

5の審査の結果であります。

(1)の総合意見であります。審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められるとするものであります。

次に、資金不足比率審査に対する監査委員の意見書であります。

広尾町公営企業会計決算に基づく資金不足比率審査意見書1ページをお願いいたします。公営企業の審査意見書であります。

1ページ、一番下の5、審査の結果であります。

審査に付された令和元年度各公営企業会計決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されており、各公営企業会計決算において資金不足額は生じていないため、資金不足比率は算定されないことを確認したとするものであります。

以上で、報告第10号の補足説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

1、議長（堀田） 特に確認することがあれば、発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、報告第10号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告を終わります。

◎日程第9 報告第11号

1、議長（堀田） 日程第9、報告第11号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についての報告を行います。

菅原教育長、登壇願います。

1、教育長（菅原） それでは、報告第11号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に基づき、報告をさせてい

たきます。

お手元の点検及び評価報告書1ページをお開き願います。

まず、総合教育会議の開催状況であります。

改正地方教育行政法の施行に伴い、平成27年度に設置をされました広尾町総合教育会議につきましては、7月3日、12月4日、3月6日に会議を開催しております。各会議における議題等につきましては、掲載のとおりであります。

次に、2ページから4ページまでは、教育委員会会議の開催状況についてであります。令和元年度は、10回の会議を開催しております。各会議における議題等につきましては、掲載のとおりとなっております。

次に、5ページから10ページまでは、令和元年度における教育委員の主な活動状況を載せております。各種会議のほか、学校行事、各種団体等の行事についても出席をし、幅広く保護者や地域の皆様のご意見を伺ってございます。

続きまして、11ページは教育委員会に設置しております主な審議機関等の開催状況について掲載をしております。

12ページには、令和元年度の教育費に係る予算と決算の状況について載せてございます。教育費全体の予算に対する執行率は96.3%となっております。

次に、教育委員会の事務事業の執行状況等について掲載をしております。

まず、13ページから20ページには、令和元年度の教育行政執行方針に関する主な施策について、学校教育、学校給食、社会教育、社会体育、図書館の項目ごとに整理をしております。

続く21ページから27ページには、学校教育に関する事業の状況といたしまして、各学校の学級編制や児童生徒数をはじめ、学校教育に係る事業の実施状況、学校等施設の耐震状況について載せてございます。

また、28ページからは、文化・社会教育・社会体育に関する事業の状況を載せており、31ページには、令和元年度の文化賞・スポーツ賞等の受賞者一覧を掲載しております。

なお、これらの事項につきましては、広尾町町内会連合会会長藤井喜代隆氏並びに豊似小学校PTA会長五十嵐浩二氏のお二人からご意見をいただいております、その内容は32ページから33ページに掲載をさせていただいております。

以上、簡単ではございますけれども、令和元年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について説明を終わりたいと思います。

1、議長（堀田） 特に確認することがあれば、発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、報告第11号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についての報告を終わります。

休憩します。

午前10時46分 休憩

午前11時00分 再開

再開します。

◎日程第10 報告第12号

1、議長（堀田） 日程第10、報告第12号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院の業務実績に関する評価についての報告を行います。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 報告第12号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院の令和元年度における業務実績に関する評価について、地方独立行政法人法第28条第1項第1号の規定に基づき、地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院の令和元年度における業務実績に関する評価を行いましたので、同条第5項により、その評価結果を報告いたします。

お手元に資料が3冊ございます。まずは、右上に書いてありますけれども、報告第12号関係、それから報告第12号の資料の1、資料の2であります。この3冊をご用意願います。病院に関する資料3冊がございます。

この評価に当たりましては、病院から提出のありました報告第12号の資料の1、令和元年度の年度計画、それから資料2の令和元年度業務実績報告書、これに基づきまして、それぞれ項目別評価を行いまして、その結果を踏まえ、全体評価では中期計画の進捗状況について総合的な評価を行ったものであります。

お手元の（別冊）報告第12号関係をご用意いただければと思います。右上に（別冊）報告第12号関係という資料であります。

その2ページをお開きいただきたいと思います。

1の全体評価の（1）、評価結果であります。

令和元年度の全体評価につきましては、項目別評価の結果を踏まえまして、「全体として中期計画の実現に向けて計画どおり順調に進捗している」という評価が妥当であると判断をいたしました。

項目別評価につきましては、大項目の「第1 町民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」は、A評価（中期計画の実現に向けて計画どおりに進んでいる）と判断をいたしました。

次に、大項目の「第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」につきましては、C評価（中期計画の実現のためには、やや遅れている）と判断をしたところであります。

次に、大項目の「第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置」及び大項目の「第4 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置」につきましては、いずれもA評価（中期計画の実現に向けて計画どおりに進んでいる）と判断をしたところであります。

なお、評価結果の詳細につきましては、担当課長が補足説明をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

宝泉保健福祉課長。

1、保健福祉課長（宝泉） それでは、報告第12号につきまして、補足説明をさせていただきます。

お手元に、（別冊）報告第12号関係、業務実績に関する評価結果と、報告第12号資料1、年度計画令和元年度の2つの資料をご用意ください。

初めに、（別冊）業務実績に関する評価結果の4ページをご覧ください。別冊の4ページでございます。

2、大項目評価についてです。

大項目の「第1 町民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」につきましては、（1）の評価結果はA評価（中期計画の実現に向けて計画どおりに進んでいる）と判断いたしました。

（2）の判断理由につきましては、小項目評価におきまして、5段階評価で「IV」（計画を上回っている）が12項目、「III」（計画をおおむね順調に実施している）が7項目と、全ての項目が「III」以上の評価となったため、大項目評価では「A」評価といたしました。

なお、大項目評価の評価基準につきましては、1ページをご覧ください。

1ページ下段の表2、大項目評価基準のとおりでございます。

大項目評価に当たり考慮した事項につきましては、次に資料1、年度計画の1ページをご覧ください。

小項目評価の主な評価結果を説明いたします。

上段1、町立病院としての役割、（1）、救急医療体制の充実の小項目評価につきましては、北斗病院と連携し地域医療連携ネットワークシステム（TMIリンク）を活用することで、救急搬送時の診療情報共有がスムーズになったことを評価いたしました。

その下の（2）、地域医療の維持につきましては、①、入院医療、次のページ、2ページです。②、外来医療、③、リハビリテーション、④、在宅医療の各項目の評価につきまして、2ページの下段でございます。

入院医療では、一般病床48床を維持し、地域包括ケア入院医療管理料2が32床、地域一般入院料1が16床と地域医療ニーズと健全な病院経営を考慮した病床区分となっていること、外来医療では、整形外科の常設化、耳鼻咽喉科と総合診療科の新設などで外来患者数が4万3,780人と対前年比45.4%増と大きく伸びたこと、リハビリテーションでは北斗病院からの理学療法士の派遣により受入れ患者数が増加したこと、在宅医療につきましては、表の上段をご覧ください。訪問診療の令和元年度実績値が100件と目標を上回ったこと。これらのことを評価いたしました。

次のページです。3ページ。

(3)、医療機関間の連携強化につきましては、北斗病院との連携効果により、診療面では各診療科への医師の派遣や当直医の対応、経営面では職員の派遣や経営アドバイス、医薬品の仕入れ方法の変更などがなされたことを評価いたしました。

次のページ、4ページでございます。

(7)、地域包括ケアシステムの推進につきましては、院内に広尾医療介護連携センターを設立し、医療・介護の連携強化と患者への入退院支援が図られたことを評価いたしました。

次に、飛びまして、6ページでございます。

6ページ中段やや下、3、患者サービスの次のページです。7ページの上段でございます。

(3)、患者・来院者のアメニティ向上につきましては、入院セットの導入により、患者の負担軽減が図られたことを評価いたしました。入院セットは、病衣やタオル、歯ブラシなどを低料金でレンタルできるサービスでございます。

その下の(4)、患者の利便性向上につきましては、下段の表をご覧ください。

患者送迎バス利用者数の令和元年度実績値が1日23人と目標を上回り、患者の利便性が確保されたことを評価いたしました。

なお、評価に当たっての意見、指摘等につきましては、4ページに戻っていただき、中段、2、医療水準の向上、(1)、医療職の人材確保と人材育成につきまして、次のページ、5ページの下段です。

医師の確保により内科医の負担増加の解消が必要であること、看護師と医療技術職員の確保が必要であることを意見として付しております。

次に、別冊の業務実績に関する評価結果に戻っていただき、6ページをご覧ください。

大項目の「第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達するためとるべき措置」につきましては、評価結果はC評価（中期計画の実現のためには、やや遅れている）と判断いたしました。

判断理由につきましては、小項目評価におきまして、「Ⅲ」から「Ⅳ」の評価が9割に満たなかったため、大項目評価では「C」評価といたしました。

大項目評価に当たり考慮した事項につきましては、資料1、年度計画の10ページをご覧ください。

上段1、地方独立行政法人としての運営管理体制の確立の小項目評価につきましては、定例の理事会で重要事項を決定し、月1回の運営会議で院内の情報共有を図っていることを評価いたしました。

その下の2、効率的かつ効果的な業務運営。

(1)、適切かつ弾力的な人員配置につきましては、法人化により柔軟な人員配置ができるようになり、働きやすい環境の醸成が図られたことを評価いたしました。

その下の(2)、職員の職務能力の向上につきましては、次のページ、11ページの上段の表をご覧ください。

プロパー職員数の令和元年度実績値が2人と目標を上回り、医事部門の職務能力の向上が図られたことを評価いたしました。

なお、評価に当たっての意見、指摘等につきましては、11 ページの上段、(3)、人事評価システムの構築に対しましては、人事評価システムの導入に向けて評価方法を検討すること、このほか、以下記載のとおり、それぞれ意見を付しております。

次に、別冊の業務実績に関する評価結果に戻っていただき、7 ページをご覧ください。

大項目評価の「第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置」につきましては、評価結果はA評価（中期計画の実現に向けて計画どおりに進んでいる）と判断いたしました。

判断理由につきましては、小項目評価におきまして、全ての項目が「IV」の評価であったため、大項目評価では「A」評価といたしました。

大項目評価に当たり考慮した事項につきましては、資料1、年度計画の12 ページをご覧ください。

上段のやや下、1、持続可能な経営基盤の確立につきましては、北斗病院のコンサルティングを受け、経営改善に向けた取組を実施したことにより、医業収支比率、経常収支比率がともに目標値を上回ったことを評価いたしました。

令和元年度の目標値と実績値につきましては、中段の表のとおりでございます。医業収支比率は、医業費用が医業収益によってどの程度賄われているかを示すもの、経常収支比率は経常収益と経常費用の比率で、どちらも経営の弾力性を見るもので、数値の高いほうが望ましいものでございます。

次に、その下の2、収入の確保につきましては、次のページ、13 ページの上段やや下、入院患者数の増加、病床稼働率の上昇、平均入院単価の増加により、入院収益が7,003 万円の増収となったこと。また、外来患者数も増加したことで、外来収益が6,846 万円の増収になったことを評価いたしました。

上段の表をご覧ください。

目標値をクリアしている項目が多く、中でも下から2段目の外来患者数は1日180.2人と中期計画の最終年度である令和4年度の目標値171人を既に上回っております。

次に、その下の3、費用の削減につきましては、次のページ、14 ページの上段、北斗病院の協力により、スケールメリットを生かした医薬品の仕入れが可能となり、委託費比率、材料費比率がともに目標を上回ったことを評価いたしました。

目標値と実績値につきましては、上段の表のとおりで、委託費比率と材料費比率は数値が低いほうが望ましいものでございます。

なお、評価に当たっての意見、指摘等につきましては、今後もPDCAサイクルによる目標管理など経営改善に向けた取組を実施し、収益の確保と費用の削減を図ることを意見としております。

次に、別冊の業務実績に関する評価結果に戻っていただき、8 ページをご覧ください。

大項目の「第4 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置」につきましては、評価結果はA評価（中期計画の実現に向けて計画どおりに進んでいる）と判断いたしました。

判断理由につきましては、小項目評価におきまして、全ての項目が「IV」の評価であったため、大項目評価では「A」評価といたしました。

大項目評価に当たり考慮した事項につきましては、資料1、年度計画の14 ページをご覧ください。

い。

中段1、町からの財政支援につきましては、町の財政支援は収支の見直しを行ったことで繰入額が3億9,166万円となり、中期計画と比較して725万円の減少となったことを評価いたしました。

その下、2、医療機器の整備につきましては、医療機器整備計画に基づき実施されたことを評価いたしました。

なお、評価に当たっての意見、指摘等につきましては、次のページ、15ページの上段の記載のとおり、地方独立行政法人の経営原則である独立採算を確立するよう努めることと意見を付しております。

恐れ入りますけれども、最後に別冊の業務実績に関する評価結果に戻ってください。

別冊の9ページをご覧ください。

小項目評価の集計結果を表にまとめたものでございます。

次のページ、10ページにつきましては、小項目評価の結果表でございます。

次のページ、11ページから13ページまでは、予算、収支計画、資金計画で令和元年度の決算額を併記したものでございますので、後ほどご確認ください。

また、報告第12号、資料2につきましては、国保病院から提出がありました令和元年度の業務実績報告書でございます。

補足説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） 特に確認することがあれば、発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で報告第12号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院の業務実績に関する評価についての報告を終わります。

◎日程第11 認定第1号～日程第20 認定第10号

1、議長（堀田） 日程第11、認定第1号 令和元年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第20、認定第10号 令和元年度広尾町水道事業会計決算認定についてまでの10件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 認定第1号 令和元年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第9号 令和元年度広尾町病院事業債管理特別会計歳入歳出決算認定について、認定第10号 令和元年度広尾町水道事業会計決算認定についてであります。

まず、認定第1号の令和元年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定についてから第9号の令和元年度広尾町病院事業債管理特別会計歳入歳出決算認定についてまでの9件につきましては、地方自治法第233条第3項の規定によって、決算について監査委員の意見をつけて議会の認定に付するもの

であります。

次、議案書 15 ページであります。

認定第 10 号、令和元年度広尾町水道事業会計決算認定につきましては、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定によって、決算について別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

各会計の決算認定につきましては、認定方よろしくお願いを申し上げるところであります。

なお、それぞれの各会計の決算の内容につきましては、副町長より補足説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

田中副町長。

1、副町長（田中） それでは、説明をさせていただきます。

お手元の決算書並びに決算関係の資料の確認をお願いいたします。

初めに、広尾町各会計別決算書であります。それから、横書きの主要な施策等説明資料、続きまして、広尾町の水道事業会計の決算書、そして監査委員さんからの決算審査意見書が一般会計分と特別会計分、企業会計分を合わせまして 2 冊ございます。それでご確認をいただきたいと思っております。

初めに、各会計別の決算について説明をさせていただきます。

広尾町各会計別決算書 1 ページ、2 ページをお開きいただきたいと思っております。

令和元年度の各会計別決算の総括表であります。

このうち一般会計であります。

予算現額 71 億 518 万 1,000 円に對しまして、歳入決算額 70 億 5,059 万 3,452 円、歳出決算額 69 億 138 万 9,311 円、差引き額 1 億 4,920 万 4,141 円でありまして、歳入決算額に對する歳出決算額の執行率は 97.9%であります。

次に、特別会計の関係であります。

港湾管理特別会計から病院事業債管理特別会計の 8 特別会計の合計、表の下から 2 段目であります。予算現額 27 億 411 万 4,000 円に對しまして、歳入決算額 26 億 9,239 万 6,452 円、歳出決算額 26 億 8,210 万 1,863 円、差引き残額 1,029 万 4,589 円、執行率 99.6%であります。

次に、令和元年度決算に係る主要な施策等説明資料、横書きの施策成果表をお願いいたします。

施策等説明資料の 1 ページであります。

第 1 表の各会計別の決算概況の表から説明をいたします。単位は 1,000 円あるいはパーセントであります。

まず、1 の一般会計決算状況についてであります。令和元年度の歳入歳出差引きの決算額につきましては、(C) 欄の 1 億 4,920 万 4,000 円となりました。翌年度に繰り越すべき財源 (D) 欄 251 万 8,000 円を差し引き、実質収支 (E) 欄は 1 億 4,668 万 6,000 円となったものであります。

次に、単年度収支 (F) 欄はマイナス 88 万 3,000 円、積立金 (G) 欄は 1 万 4,000 円で、繰上償

還額（H）欄及び積立金取崩し額（I）欄はありませんでした。結果、実質単年度収支はマイナス86万9,000円となったものであります。

次の表であります。2の一般会計地方債残高及び財政指数状況等であります。

令和元年度の地方債の現在高であります。121億844万3,000円です。平成30年度末現在高と比較しまして6億8,988万9,000円の減少となりました。内訳といたしまして、政府資金が77億7,123万8,000円、その他が43億3,720万5,000円です。

次の次年度以降債務負担行為額であります。1億2,201万円です。前年度比4,312万1,000円の増加です。

次に、実質公債費比率は14.5%で、平成30年度と比較して1.6ポイントの増。

将来負担比率は55.4%であり、平成30年度と比較して16.4ポイントの減少となりました。

次に、中ほどの表の関係であります。

財政力指数であります。0.234です。

経常収支比率については91.2%でありまして、平成30年度と比較して増減なしです。

次に、税の徴収関係であります。全体では93.2%でありまして、0.6ポイントの増加です。現年度分につきましては、0.1ポイントの増加です。

次に、3の基金の状況です。

令和元年度の全会計の合計基金積立金現在高は29億6,357万1,000円です。内訳であります。財政調整基金が6億8,401万2,000円、減債基金が9億5,738万円、その他特定目的基金が12億6,267万5,000円であり、以下記載のとおりです。

また、備荒資金組合の納付金につきましては、現在高が2億2,757万6,000円となり、基金合計では29億7,157万1,000円となったものであります。

なお、基金の詳細につきましては、決算書の338ページ、339ページに記載をしております。後ほどご覧いただきたいと思っております。

次に、4の各会計別決算状況です。

最後の列の上段の地方債の元年度末現在高について説明をさせていただきます。

国保病院につきましては、地方独立行政法人への移行に伴い、病院事業債管理特別会計を追加しております。港湾管理特別会計から病院事業債管理特別会計まで特別会計全体では単年度末残高23億1,688万7,000円で、795万7,000円の減少となったところであります。

次に、5の各特別会計への繰出金等の決算状況についてです。

各特別会計に5億6,091万円の繰り出しをしております。国保病院が地方独立行政法人に移行したことにより、前年比5億2,905万2,000円の減となりました。内訳につきましては、記載のとおりです。

なお、2ページ以降につきましては、第2表で一般会計の歳入財源の内訳、3ページ、第3表では一般会計の歳出決算額の目的別内訳、4ページ、第4表では一般会計の歳出決算額の性質別内訳、5ページ、第5表では一般会計地方債現在高の状況、6ページから7ページにかけて第6表では各会計の長期債の借入れ及び短期借入れの状況、8ページから10ページでは第7表で町税の徴

収実績、11 ページから 12 ページ、第 8 表では職員数の状況、13 ページからは第 9 表として主要な施策の成果報告等を記載しております。

以上が、令和元年度一般会計、各特別会計の決算概要であります。

それでは次に、監査委員から決算書の意見書が提出されております。令和元年度の広尾町一般会計及び特別会計決算審査意見書並びに広尾町基金運用状況審査意見書をお願いいたします。

審査意見書の 1 ページ、5 の審査の結果であります。

予算の執行、収入支出及び財産の管理並びに財務に関わる事務は適正に執行されたものと認めるとするものであります。

次に、14 ページをお願いいたします。

令和元年度広尾町基金運用状況の審査意見書であります。広尾町が運用している 16 の基金に係る審査の意見書であります。

下段 3 の審査の結果であります。

基金運用の計数は、次表のとおりであり、基金の目的に沿って適正に運用されたものと認めるとするものであります。

次に、認定第 10 号の水道事業会計の決算について説明をさせていただきます。

水道事業会計の決算書をご用意いただきます。

水道事業会計の決算書 14 ページ、総括事項によりまして、決算の報告をさせていただきます。

令和元年度における水道事業は、給水戸数が 2,898 戸、給水人口は 5,388 人となりました。

有収水量は前年より 5,071 立方メートル減の 55 万 1,927 立方メートルとなりました。

収納率は、現年度分 98.4%で、前年度比 0.2 ポイントの増、過年度分 77.3%で、前年度より 1.4 ポイントの減、全体では 97.9%と前年度比 0.1 ポイントの増の実績でありました。滞納額につきましては、前年比 13 万 1,867 円減の 281 万 1,431 円となったところであります。

有収率は、漏水認定水量などの増加により、前年度比 8.5 ポイント減の 75.6%になりました。

建設改良につきましては、有効期間が満了となる量水器の更新をはじめ、老朽化した配水管の整備を行いました。

経営状況については、収益的収支は税抜きで水道事業収益 1 億 5,342 万 2,740 円に対し、水道事業費用 1 億 5,029 万 8,673 円で、差引き 312 万 4,067 円の当年度純利益となったところであります。

また、資本的収支につきましては、資本的収支不足額 5,508 万 3,522 円を過年度損益勘定留保資金などをもって補填をいたしました。

なお、当年度純利益につきましては、今後の企業債の償還及び建設改良に対処するため、積立処分を行ったものであります。

次に、監査委員さんからの意見書に入らせていただきます。

令和元年度の公営企業会計の決算審査意見書をご用意いただきます。

これにつきましては、水道事業会計に係る審査結果の意見であります。

1 ページをお開きいただきます。

一番下の 5、審査の結果であります。

予算の執行、収入支出、財産の管理並びに財務に関わる事務は適正に執行されたものと認めたとするものであります。

以上で、認定第1号から認定第10号まで補足説明を終わらせていただきます。

各会計におけます各事業におきまして、一定の推進ができましたことにつきまして、ひとえに議員各位の多大なご指導、ご理解、ご協力のたまものであります。改めて厚くお礼と感謝の意を表す次第でございます。重ねて、認定方どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本件10件は、議長と議会選出監査委員を除く11名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとし、委員会には必要に応じて地方自治法第98条による検閲検査請求権を付与しておきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件10件は、決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

ここで、委員会の委員長、副委員長を互選するため、決算審査特別委員会の開催を願います。

委員会条例第9条第2項の規定により、年長であります星加廣保議員に臨時委員長をお願いいたします。

決算審査特別委員会開催のため、本会議を休憩します。

午前11時34分 休憩

午前11時40分 再開

本会議を再開します。

諸般の報告をします。

先ほど設置されました決算審査特別委員会が休憩中に開催され、正副委員長の互選がなされた旨通知がありましたので報告します。

委員長には旗手恵子議員、副委員長には山谷照夫議員が互選されました。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第21 同意第14号

1、議長（堀田） 日程第21、同意第14号 広尾町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 同意第 14 号 広尾町教育委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。

現在、保護者という立場からの教育委員であります石山拓氏が本年 9 月 30 日をもって任期満了となります。

石山氏には、平成 28 年 10 月から 4 年間にわたり教育委員としてご尽力をいただきました。この場をお借りして厚くお礼申し上げるところであります。

つきましては、後任として齊藤一也氏を新たに教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項及び第 5 項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

齊藤氏は、昭和 52 年のお生まれで、現在は本町本通 10 丁目において有限会社広和堂の専務取締役を務めておられます。また、広尾小学校 P T A 会長や広尾町 P T A 連合会長として P T A 活動にも深く関わってこられ、本町商工会においても青年部長時代から十勝管内商工青年部連合会監事を務めるなど、広範囲にご活躍をされており、明るく誠実な人柄に豊かな教養と優れた識見を有していることから、教育委員に適任であると考え、提案させていただきました。

ご同意方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でありますので、広尾町議会の運営に関する基準に基づき、質疑及び討論を省略します。

これより同意第 14 号 広尾町教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

◎日程第 2 2 議案第 7 3 号

1、議長（堀田） 日程第 22、議案第 73 号 財産の取得についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第 73 号 財産の取得について提案理由を申し上げます。

本案は、財産を取得するにつきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

事業名は、小・中学校情報機器購入業務であります。

取得財産は、タブレットパソコン 419 台であります。

取得目的は、国の G I G A スクール構想を実現するための環境整備に係る新規購入であります。

取得価格は、2,233万円であります。

契約の相手方は、帯広市西20条南6丁目3番20、アートシステム株式会社帯広支店、帯広営業部長澤見正興であります。

予定納期限は、本案の議決後、令和3年3月31日までであります。

指名業者等の状況であります。株式会社曾我、大丸株式会社道東支店、アートシステム株式会社帯広支店、株式会社ズコーシャ、株式会社エイチ・シー・シーの5者をもって入札を行いまして、落札率は74.5%であります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「質疑なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第73号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第74号

1、議長（堀田） 日程第23、議案第74号 財産の取得についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第74号 財産の取得について提案理由を申し上げます。

本案は、財産を取得するにつきまして、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

業務名は、図書館システム導入委託業務であります。

取得財産は、図書館システム機器一式であります。

取得目的は、図書館システム導入に係るシステム機器の新規取得であります。

契約金額は3,377万円でありまして、そのうち図書館システム機器一式分が1,256万6,840円と

なっております。

契約の相手方は、釧路市春採8丁目2番10号、株式会社エイチ・シー・シー、代表取締役藤野博昭であります。

予定業務期間は、本議案の議決後、令和3年3月31日までであります。

指名業者等の状況であります。株式会社エイチ・アイ・ディ、株式会社ズコーシャ、株式会社エイチ・シー・シー、株式会社ティー・アール・シー北海道の4者をもって入札を行いまして、落札率は98.8%であります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「質疑なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第74号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第75号

1、議長（堀田） 日程第24、議案第75号 財産の取得についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第75号 財産の取得について提案理由を申し上げます。

本案は、財産を取得するにつきまして、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

業務名は、特別養護老人ホーム見守り付コールシステム構築委託業務であります。

取得財産は、特別養護老人ホーム見守り付コールシステム機器一式であります。

取得目的は、現在使用しているナースコールの更新と見守りシステム機器の新規取得であります。

契約金額は、1,805万9,791円であります。うち見守り付コールシステム機器一式分は、1,619万

3,091 円であります。

契約の相手方は、札幌市東区北 36 条東 26 丁目 2 番 25 号、株式会社ジェー・シー・アイ札幌支店、支店長黒岩宏好であります。

予定業務期間は、本議案の議決後、令和 3 年 3 月 31 日までであります。

指名業者の状況であります。当施設で使用している介護ソフトと連携できる無線式ナースコールで、その機種と連動可能な見守りセンサーも取り扱いしている正規代理店であります株式会社ジェー・シー・アイ 1 者をもって見積合わせを行いました。落札率につきましては、80.5%であります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「質疑なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第 75 号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 25 議案第 76 号

1、議長（堀田） 日程第 25、議案第 76 号 財産の処分についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第 76 号 財産の処分について提案理由を申し上げます。

今回の港湾用地の売却の内容につきましては、関係法令では議会の議決要件ではありませんが、港湾用地についてのこれまでの慣例によりまして議会の議決を求めるものであります。

所在地は、広尾町会所前 4 丁目 21 番の 3 であります。

土地の面積につきましては、2,306 平方メートルであります。

地目は、雑種地であります。

売却価格につきましては、1,773 万 3,140 円であります。

契約の相手方は、広尾町字茂寄 936 番地の 1、池下産業株式会社、代表取締役社長池下藤一郎で

あります。

本案は、十勝港南ふ頭地区において事業を展開しております池下産業株式会社の事業計画の遂行に資するため、現在、賃貸借契約している敷地を含んだ港湾関連用地を売却するものであります。

お手元の議案資料をご用意願います。

議案資料の1ページでありますけれども、財産処分をする土地の位置図であります。矢印で記された箇所でありまして、黒く縁取りをし、網かけをしているところであります。

売却価格の算出の根拠であります。過去の売却例の1平方メートル当たり1万1,400円を基本に、不整形地であるため10%を減じ、また、次のページの資料2ページに拡大図があります。当該地は袋地となっておりまして、周辺臨港道路との接続状況に不利な条件が加味されるため、さらに25%を減じた1平方メートル当たり7,690円とするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「質疑なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第76号 財産の処分についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第77号

1、議長（堀田） 日程第26、議案第77号 財産の無償貸付についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第77号 財産の無償貸付について提案理由を申し上げます。

本案は、財産を無償で貸し付けすることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

無償貸し付けする財産であります。

土地であります。所在は、広尾町字野塚8線146番、147番1の一部でありまして、この箇所

につきましては、平成26年3月に閉所した旧野塚保育所の場所であります。

地目につきましては、公衆用道路及び原野であります。

面積は、5,720平方メートルであります。

建物についてであります、旧野塚保育所、鉄骨造り271.75平方メートルであります。

工作物、立木、それぞれ一式であります。

貸付けの相手方は、大樹町字晩成230番地1、ジュラテクノロジー株式会社、代表取締役社長富田茂であります。

貸付けの目的であります、当該相手方がハンタースクールの運営を行うことにより、鳥獣による農林水産業被害の防止のための施策を効果的に推進でき、もって本町の経済底上げの基礎である農林水産業の発展及び農村漁村地域の振興に寄与しようとするものであります。

貸付条件は、ハンタースクールの開設及び運営に使用するものとし、他の目的に供してはならないとなっております。無償貸付けの期間中に、町長が無償貸付けの相手方の実情、当該事業の収支状況等を検証し、収益性を認めるときは、有償貸付けに変更する場合がありますこととなっております。

貸付期間は、令和2年10月1日から令和4年3月31日までとなっております。

なお、町または無償貸付けの相手方が期間満了の日の3か月前までに契約を更新しない旨の通知をしない場合は、さらに1年間契約を更新するものとし、以後同様となっております。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「質疑なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第77号 財産の無償貸付についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食のため、休憩します。

午前 11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

再開します。

◎日程第27 議案第78号

1、議長（堀田） 日程第27、議案第78号 広尾町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第78号 広尾町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号を通知する紙製の通知カードが廃止されたことによりまして、再交付を行わなくなったことに伴い、再交付手数料の規定を削除する改正をするものであります。

条例の改正内容につきましては、議案資料の3ページにそれぞれ新旧対照表がありますので、ご確認願えればと思います。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第78号 広尾町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第28 議案第79号

1、議長（堀田） 日程第28、議案第79号 広尾町新規就農者誘致に関する特別措置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第79号 広尾町新規就農者誘致に関する特別措置条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本町の農家戸数は、この10年間で30戸が離農、一方、新規参入は3戸にとどまり、また今後さらに高齢化や後継者のいない農家のリタイアも想定されるなど、農業・農村を持続的に発展させる取組が喫緊の課題となっております。

本案は、このような状況と課題を踏まえ、本町における新規就農者の受入れ要件を緩和するなどにより、新規就農者の受入れを促進するため改正したいとするものであります。

主な改正点といたしましては、新規就農者の定義の見直し、奨励金等支援内容の緩和、就農支援の安定財源確保に係る上限額設定の3点についてであります。

詳細につきましては、担当課長に補足説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

平農林課長。

1、農林課長（平） それでは、議案第79号について補足説明をさせていただきます。

お手元の議案資料により申し上げますので、まず4ページ、本案の概要を示した資料をお開きいただきたいと思っております。

また、恐縮ながら、6ページから8ページにある新旧対照表にも若干触れながらの説明とさせていただきます。

まず初めに、ただいま町長からもありましたように、農家戸数の減少また農村の高齢化並びに後継者不在農家の増加が進行しており、これらの状況がさらに深刻化することが懸念されておりますことから、今後、新規就農者の確保と定着を見据えて、本制度の大幅な見直しを視野に、新規就農を一環支援していく体制の構築を練り上げていく予定でございますが、本案におきましては、その序論として受入れ要件等の見直しを柱に、本条例の一部改正を行うものでございます。

中身の説明に移らせていただきます。

まず、お開きの4ページ、1の新規就農者の定義に係る改正でございます。新旧対照表は6ページ、第2の改正になります。

ここでは広尾町農業が一層発展していくために、担い手対策を基本的な施策として位置づけ、幅広い年齢層からの就農者の確保あるいは近年の就農形態の多様化に対応すべく、条文の整理を行ってまいります。

(1)の第2条、本文の改正でございますが、就農者の年齢要件を10歳引き上げ、50歳までといたしまして、また、配偶者や60歳未満の同居の親族を有するといった部分の規定につきまして、家族経営協定または共同経営者を有する者というふうに改めるものでございます。

年齢要件を引き上げる理由でございますが、国が行っております農業次世代人材投資事業、これ

は旧青年就農給付金制度でございますけれども、これと整合を図っております。

次に、4ページ、(2)の第2条各号の改正部分であります。

現行の第1号から第4号までの規定を削除いたしまして、これによって酪農、畑作、肉牛といった営農類型ごとに経営規模の要件を撤廃いたします。

資料は、1枚進んでいただきたいと思います。

次に、2の奨励金等交付要件に係る改正でございます。

新旧対照表は7ページになります。

ここでは、現行の4条を削りまして、同じく第5条の優遇措置の全文を改め、改正後にこれを第4条といたしまして、「奨励金等」という見出しを付して、新規就農者への支援内容を定め直すものでございます。

まず、第4条第1項の改正でございます。

第1号では、農用地等の賃借料に関する支援といたしまして、営農開始から5年間に係る賃借料の2分の1を奨励金として交付するという規定です。また、第3号では、農用地等を取得するために借り入れた資金の金利助成を行うというものでございますけれども、現行ではそれぞれ国の制度を活用することを条件といたしまして、農場リース円滑化事業などといった具体的な事業名を規定しておりますが、これを全て削除いたします。このことによりまして、就農形態に合った農場リース事業であるとか、多様な就農支援資金などの利用が可能となるというふうに思っております。

前後いたしますが、第2号でございますが、経営開始後最初の施設等に課された年度から3年間の固定資産税相当額を交付するという規定でありますけれども、これが現行の規定では第1号の中で併記されておまして長文となっておりますので、これを独立規定として再編をいたしております。

次に、第4条第2項の改正でございます。

新旧対照表は8ページになります。

奨励金等の交付額の端数処理に係る規定を新設いたしまして、今後は1,000円未満の端数を切り捨てて交付することとするものでございます。

再び5ページのほうにお戻りいただきまして、次に、3の上限額の新設に係る改正でございます。改正後第4条第3項の規定となりますが、就農者に対する公的な財政支援を今後とも総合的に、また、幅広い観点で推進していくために、JAと協議し、ご理解を賜りまして、単年度に交付する奨励金の限度額を新設するものでございます。1経営体につき250万円を限度といたします。

4のその他の改正でございます。

第3条で新規就農者の認定の手續等に関しまして、文言の整理を行っております。また、現行第6条以下の条番号の繰上げ整理を行ったものでございます。

恐れ入ります。最後に議案書の25ページをお願いしたいと思います。

本案の附則といたしまして、第1項におきまして、本条例の施行日を公布の日とするものでございます。附則第2項及び第3項につきましては、改正前の条例の規定の効力を経過的に持続させるために経過措置を置いたものでございます。

以上、本案の補足説明といたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第 79 号 広尾町新規就農者誘致に関する特別措置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 29 議案第 80 号～日程第 31 議案第 82 号

1、議長（堀田） 日程第 29、議案第 80 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更についてから日程第 31、議案第 82 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてまでの 3 件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第 80 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更についてから議案第 82 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についての提案理由を申し上げます。

本案は、本町が加入するそれぞれの一部事務組合の加入団体であった札幌広域圏組合、山越郡衛生処理組合及び奈井江、浦臼町学校給食組合が解散し、脱退することに伴い、規約の変更が必要となったので、本規約の変更には地方自治法第 286 条第 1 項の規定により関係地方公共団体の議会の議決を経ることが必要とされておりますので、議会に提案するものであります。

議案資料の 9 ページから 13 ページにそれぞれの規約の新旧対照表がございますので、ご確認願います。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案 3 件に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。議案第 80 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてから議案第 82 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてまでの 3 件を一括して討論、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第 80 号から議案第 82 号までの 3 件を一括して討論、採決することに決しました。お諮りします。本案 3 件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案 3 件は討論を省略します。

これより議案第 80 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてから議案第 82 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてまでの 3 件を一括採決します。

お諮りします。本案 3 件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案 3 件は原案のとおり可決されました。

◎日程第 3 2 議案第 8 3 号

1、議長(堀田) 日程第 32、議案第 83 号 広尾町まちづくり推進総合計画の策定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第 83 号 広尾町まちづくり推進総合計画の策定について提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第 96 条第 2 項及び広尾町議会基本条例第 12 条第 1 項第 1 号の規定により、広尾町の総合的かつ計画的な行政運営を図るため、広尾町まちづくり推進総合計画の基本構想及び基本計画を策定することについて議会の議決を求めるものであります。

計画策定に当たりましては、平成 31 年 4 月 26 日に広尾町まちづくり推進計画委員会に諮問を行いまして、委員 20 人によって約 1 年にわたり計画素案の審議を重ね、本年 5 月 19 日に具申をいただいたものであります。

今日、人口減少の進行に伴い、将来を見据えた持続可能なまちづくりをいかに進めるかが課題となっております。町民の皆様が安心して暮らし続けることができる町を目指し、町の経済を支える産業の活性化により、定住人口、交流人口、関係人口を増やし、活力あるまちづくりを進めていく

必要があります。

計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間の計画で、基本構想に基づく基本計画、実施計画で構成しております。

基本構想では、まちづくりの基本目標として5項目を掲げ、基本目標に基づく12の政策により、まちづくりの方向を定めております。

基本計画では、各分野の現状と課題を整理し、10年後の目指す姿や成果目標、目標達成のための具体的な方法、施策を進めるに当たっての役割などを定めているほか、町の喫緊課題に対応するため、前期5か年で集中的に推進する分野横断的な施策を重点プロジェクトとして8つ掲げております。

実施計画につきましては、前期5年分を作成したものであり、計画期間の5年目に後期5年分を作成することとしておりますが、社会経済の変化に対応するため、毎年度ローリング方式により見直しをすることとしております。

本計画の策定につきましては、ご審議をいただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本案は、議長を除く議員全員で構成する議案審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は、議案審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

ここで、委員会の委員長、副委員長を互選するため、議案審査特別委員会の開催を願います。

委員会条例第9条第2項の規定により、年長であります星加廣保議員に臨時委員長をお願いいたします。

本会議を休憩します。

午後 1時18分 休憩

午後 1時24分 再開

本会議を再開します。

諸般の報告をします。

先ほど設置されました議案審査特別委員会が休憩中に開催され、正副委員長の互選がなされた旨通知がありましたので報告します。

委員長には浜頭勝議員、副委員長には北藤利通議員が互選されました。

以上で、報告を終わります。

◎日程第33 議案第84号～日程第41 議案第92号

1、議長（堀田） 日程第33、議案第84号 令和2年度広尾町一般会計補正予算（第9号）についてから日程第41、議案第92号 令和2年度広尾町病院事業債管理特別会計補正予算（第2号）についてまでの9件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第84号 令和2年度広尾町一般会計補正予算（第9号）から議案第92号 令和2年度広尾町病院事業債管理特別会計補正予算（第2号）まで一括して提案説明申し上げます。

初めに、議案第84号についてであります。

本案は、令和2年度広尾町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億1,641万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を84億7,398万9,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

第2条は、繰越明許費でありまして、地方自治法の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費を第2表でお示しをするものであります。

第3条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第3表でお示しをするものであります。

34ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費であります。

高度無線環境整備推進事業負担金について繰越明許費の設定をするものであります。

第3表、地方債の補正の変更であります。

限度額の変更でありまして、臨時財政対策債につきましては、発行可能額の確定によるものであります。

港湾施設整備事業債につきましては、十勝港防げん材整備事業債を過疎対策事業債から変更するものであります。

過疎対策事業債につきましては、高度無線環境整備推進事業の追加のほか、事業の確定見込みによる整理であります。

町債の合計に1億7,379万7,000円を増額し、6億9,609万7,000円とするものであります。

なお、歳入歳出の詳細につきましては、総務課長より補足説明をいたさせます。

次に、35ページであります。

議案第85号についてであります。

本案は、令和2年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによると

するものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,865万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を1億2,945万4,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次のページの補正の歳入であります。

2款1項繰越金の追加は、前年度繰越金の確定に伴い、整理をしたものであります。

4款1項財産売払収入は、土地の売払いに係る収入の追加であります。

次に、歳出であります。

1款1項港湾管理費は、一般会計繰出金及び共済組合負担金等を整理するものであります。

次、38ページの議案第86号についてであります。

本案は、令和2年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ52万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を1億3,050万8,000円とするものであります。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次のページの補正の歳入であります。

2款1項一般会計繰入金77万3,000円の減額であります。

3款1項繰越金の追加は、前年度繰越金の確定に伴い、整理をしたものであります。

次に、歳出であります。1款1項簡易水道費は、人事異動に伴う人件費の整理であります。

次、41ページの議案第87号についてであります。

令和2年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本案は、令和2年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ34万円を減額し、歳入歳出の総額を5億2,772万円とするものであります。

第2項については、補正後の歳入歳出の予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

第2条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第2表でお示しをするものであります。

次のページの補正の歳入であります。

1款2項負担金は、公共下水道受益者負担金の確定見込みによる減額であります。

4款1項一般会計繰入金381万9,000円の減額であります。

5款1項繰越金は、前年度繰越金の確定によるものであります。

7款1項町債は、事業の財源内訳の変更等によるものであります。

次に、歳出であります。

1 款 1 項一般管理費は、受益者負担金の前納報償金の確定見込みによる減額であります。

2 款 2 項事業費は、財源内訳の補正であります。

3 款 1 項公債費は、元年度発行分の元金及び利子の確定による整理であります。

次のページの第 2 表、地方債補正の変更であります。

公共下水道事業債から過疎対策事業債につきまして、事業の財源内訳の変更に伴い、限度額を変更するものであります。町債の合計に 50 万円を追加し、1 億 9,240 万円とするものであります。

次に、45 ページの議案第 88 号についてであります。

本案は、令和 2 年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによるものとしてあります。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 145 万 4,000 円を追加し、歳入歳出の総額を 9 億 9,475 万円とするものであります。

第 2 項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものとしてあります。

次のページの補正の歳入であります。

4 款 1 項一般会計繰入金 37 万 1,000 円の追加であります。

5 款 1 項繰越金は、前年度繰越金の確定によるものであります。

次、歳出であります。1 款 1 項総務管理費は、被保険者証の用紙の単価変更による追加及び人件費の補正であります。

3 款 1 項国民健康保険事業納付金は、財源内訳の補正であります。

6 款 1 項健康管理センター費は、国保データベースシステムの導入に伴う費用の追加であります。

8 款 1 項 1 目償還金は、令和元年度の療養給付費の交付金の確定による返還金であります。2 目の国民健康保険税還付金は、見込みによる追加であります。

次に、48 ページの議案第 89 号についてであります。

本案は、令和 2 年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによるものとしてあります。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 111 万 9,000 円を追加し、歳入歳出の総額を 6 億 9,800 万 5,000 円とするものであります。

第 2 項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものとしてあります。

次のページの歳入につきましては、確定見込みによる交付金の整理及び前年度繰越金の確定に伴い、一般会計繰入金を整理したものであります。

次に、歳出であります。

4 款 2 項包括的支援事業・任意事業費は、町内の医療機関や福祉施設と連携するためのタブレットの購入費及び通信運搬費の追加並びに人件費の補正であります。

5 款 1 項償還金及び還付加算金は、前年度分の介護給付費及び地域支援事業交付金等の精算確定による国及び道交付金等の返還金を計上するものであります。

次、51 ページの議案第 90 号についてであります。

本案は、令和 2 年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 123 万 3,000 円を追加し、歳入歳出の総額を 2 億 9,749 万円とするものであります。

第 2 項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

次のページの補正の内容の、まず歳入であります。

1 款 2 項負担金収入につきましては、過年度の施設入所者負担金の追加であります。

2 款 1 項繰入金は、一般会計繰入金を整理したものであります。

3 款 1 項繰越金は、前年度繰越金の確定によるものであります。

5 款 1 項道補助金は、新型コロナウイルス対策の整備に係る補助金であります。

次に、歳出であります。

1 款 1 項施設介護サービス事業費は、新型コロナウイルス対策用の衛生消耗品やオンライン面会に必要なパソコン等の購入費等であります。2 項短期介護サービス事業費は、新型コロナウイルス対策用の衛生用消耗品や会計年度任用職員の時間外勤務手当の追加であります。

次に、54 ページの議案第 91 号についてであります。

本案は、令和 2 年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第 1 条は、補正後の歳入予算の金額は、「第 1 表 歳入予算補正」によるとするものであります。

次のページの補正内容であります。前年度繰越金の確定に伴い、一般会計繰入金を整理したものであります。

次に、56 ページの議案第 92 号についてであります。

令和 2 年度広尾町病院事業債管理特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 2 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 2 億 2,787 万 7,000 円とするものであります。

第 2 項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

次のページの元年度発行地方債の元金及び利子の確定による歳入歳出の整理であります。

以上をもちまして、議案第 84 号から議案第 92 号までの補正予算についての提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

齊藤総務課長。

1、総務課長（齊藤） それでは、一般会計補正予算（第 9 号）の事項別明細書 6 ページをお開き

いただきたいと思ひます。

初めに、歳出から説明をいたします。

本補正予算の歳出は、7月1日付の人事異動に伴う給料・手当の組替え、標準報酬改定による共済費の補正を行っております。これ以外の主な内容についてご説明をしたいと思います。

1款1項1目議会費の1節報酬、3節職員手当等は、改選期による補正です。

2款1項1目一般管理費、1節報酬、名誉町民審査委員会委員報酬については、新型コロナウイルス感染症対応による表彰選考委員会の書面会議による計上でございます。

7ページです。

2目庁舎管理費、10節需用費、修繕料については、役場庁舎書庫ガラス修理、11節役務費、廃棄物処理手数料については、低濃度PCB廃棄物処理手数料、12節委託料については、低濃度PCB廃棄物運搬委託料の追加です。3目財務管理費、24節積立金、減債基金積立金については、決算余剰分の積立て、まちづくり基金積立金については、ふるさと納税として受けた寄附金を積み立てるものです。7目企画費、1節報酬、まちづくり推進計画委員会委員報酬については、書面会議開催に伴う計上です。18節負担金補助及び交付金、繰越明許費、高度無線環境整備推進事業負担金については、第5回臨時会において行政報告いたしました光ファイバー回線網の整備に係る計上でございます。

ここで、議案資料の14ページをお開きいただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。

高度無線環境整備推進事業（光ファイバー整備）についてでございます。

(1)としまして、光ファイバー回線網の整備状況でございます。世帯数による整備率は83.13%、(2)、整備対象地区、豊似、野塚、市街地の一部でございます。(3)、事業主体、NTT東日本株式会社、(4)、事業年度、令和2年から3年度、供用開始見込みが令和4年3月、(5)、総事業費6億25万3,000円、広尾町負担額といたしましては3億4,073万5,000円。財源内訳でございます。地方創生臨時交付金といたしまして1億2,371万6,000円、過疎対策事業債といたしまして2億1,700万円、一般財源として1万9,000円となっております。

次のページに整備費用について記載しております。

続きまして、事項別明細書に戻っていただき、8ページをお開きいただきたいと思ひます。

13目OA化推進費、12節委託料、住民基本台帳システム改修委託料の補正です。社会保障・税番号システム整備補助金として同額補助されるものです。3項1目戸籍住民基本台帳費については、財源内訳補正です。4項2目町長・町議会議員選挙は、執行残の整理です。

9ページでございます。

6項1目監査委員費、1節報酬については、改選期による改正でございます。

3款1項1目社会福祉総務費、10節需用費、11節役務費、12節委託料については、殉公者追悼式の中止に伴う補正でございます。24節積立金、社会福祉振興基金積立金につきましては、ふるさと納税として受けた寄附金を積み立てるものです。

10ページになります。

27節繰出金、国民健康保険事業勘定特別会計繰出金については、令和元年度決算に伴う整理です。

2目社会福祉施設費、10節需用費、修繕料については、野塚寿の家換気交換に伴う追加です。3目養護老人ホーム施設費、12節委託料、施設清掃委託料については、新型コロナウイルス感染症予防のため、施設の床の清掃ワックスがけを中止したことによる補正です。17節備品購入費は、送迎用車両1台を購入することに伴う追加です。財源といたしましては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金でございます。

11 ページです。

4目障害者母子福祉費、12節委託料、腎臓機能障害者通院送迎サービス事業委託料につきましては、行政報告にありました送迎サービス事業に伴う追加です。18節負担金補助及び交付金、身体障害者用自動車改造費助成金につきましては、申請1件分の計上です。22節償還金利子及び割引料は、事業実績に伴う国・道交付金の交付額の決定に伴う返還金の補正でございます。6目老人福祉費、7節報償費、敬老クーポン券については、敬老会中止の代わりといたしまして、1,400人に対し1人2,000円のクーポン券を配付するための計上です。10節需用費、11節役務費については、クーポン券発行に伴う経費等の計上でございます。18節負担金補助及び交付金、敬老会実施委員会交付金については、敬老会中止に伴う補正でございます。20節貸付金、高齢者居室整備資金貸付金については、申請1件分の計上です。

27節繰出金、12ページになります。

介護保険特別会計繰出金については、令和元年度の介護給付費交付金等の確定のほか繰越金の整理、介護サービス事業特別会計については繰越金の整理に伴う補正です。8目後期高齢者医療費、27節繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金については、繰越金の整理に伴う補正です。2項2目保育所費、10節需用費、消耗品費については、職員用のマスク等の購入に伴う計上です。22節償還金利子及び割引料、子どものための教育・保育給付費国庫負担金返還金については、交付金確定による補正です。3目子育て支援センター運営費、10節需用費、消耗品費については、職員用のマスク等の購入に伴う計上です。

13 ページになります。

4目放課後児童健全育成費、10節需用費、消耗品費については職員用のマスク購入に伴う計上です。22節償還金利子及び割引料、子ども・子育て支援交付金国庫負担金返還金につきましては、交付額確定による返還金に伴う補正です。5目子育て支援費、10節需用費、13節使用料及び賃借料、17節備品購入費については、先ほど行政報告にありました子育て世代包括支援センターを開設することによる運営費の計上でございます。

14 ページです。

4款1項1目保健衛生総務費、18節負担金補助及び交付金、南十勝複合事務組合負担金につきましては、土壌汚染対応による負担金の補正でございます。27節繰出金、簡易水道事業特別会計繰出金については、繰越金整理に伴う補正でございます。2目環境衛生費、10節需用費、印刷製本費については、ごみ袋印刷に伴う計上です。11節役務費、ごみ袋手数料については、ごみ袋販売に伴う手数料の計上です。3目予防費、18節負担金補助及び交付金、福祉・医療施設等新型コロナウイルス感染防止対策支援金については、行政報告にありました支援金に伴う計上でございます。

15 ページになります。

4 目簡易給水施設管理費、12 節委託料、フンベ配水池清掃委託料については、配水池の濁水に伴う清掃回数が増、フンベ水源地取水井清掃委託料については水源取水井、取水のための井戸でございいます。その清掃に伴う補正でございいます。

16 ページをお願いいたします。

5 款 1 項 3 目農業振興費、18 節負担金補助及び交付金、北海道農業次世代人材投資事業補助金につきましては、2 人分追加に伴う計上です。産地生産基盤パワーアップ事業補助金については、てん菜の収穫時に高性能機械を導入し、適期収穫による収益向上を図るための事業に伴う計上でございいます。2 項 1 目 18 節負担金補助及び交付金、森林作業員就業条件整備事業負担金については、1 人分増加に伴う計上でございいます。

6 款 1 項 1 目商工振興費、18 節負担金補助及び交付金、中小企業融資利子補給補助金、中小企業融資保証料交付金については、新型コロナウイルス感染症対策に係る 25 件分の補正でございいます。2 目観光費、18 節負担金補助及び交付金。17 ページになります。つつじまつり実行委員会負担金、十勝港まつり協賛会負担金、第 50 回町民仮装盆踊り大会実行委員会負担金につきましては、それぞれイベントの中止に伴う補正でございいます。3 目サンタランド費、12 節委託料、サンタランド点灯式プロモーション委託料につきましては、行政報告にありましたサンタランド点灯式等の動画配信に伴う追加です。点灯式セレモニーのほか、オンライン配信開始導入映像といたしまして、プロモーション動画を作成し、広尾町及び広尾サンタランドの紹介のほか、点灯式へ向けての準備風景などを交えて配信するものでございいます。6 目ふるさと納税推進費、7 節報償費、12 節委託料、13 節使用料及び賃借料については、楽天ふるさと納税導入に伴う返礼品代等の計上でございいます。7 目中小企業緊急支援事業費、18 節負担金補助及び交付金、中小企業緊急支援事業給付金については、交付額の確定に伴う補正です。

18 ページをお願いします。

7 款 1 項 3 目街路灯費、10 節需用費、修繕料については、街路灯の修繕に伴う計上です。3 項 1 目港湾総務費、18 節負担金補助及び交付金、港湾直轄事業負担金については、直轄事業費の変更による補正です。2 目港湾管理費、14 節工事請負費、十勝港内補修工事については、維持補修工事の増による追加です。

19 ページになります。

4 項 2 目都市計画施設費、27 節繰出金、下水道事業特別会計繰出金については、繰越金整理に伴う補正です。5 項 1 目住宅管理費、1 節報酬、公営住宅入居者選考委員報酬については、書面会議に係る補正です。10 節需用費、修繕料については、修繕料の増に伴う計上でございいます。

9 款 1 項 3 目教育振興費。20 ページになります。18 節負担金補助及び交付金、学校管理者研修事業推進協議会交付金、生徒指導連絡協議会交付金、姉妹市町交流振興会交付金については、新型コロナウイルス感染症の影響による事業縮小に伴う補正です。24 節積立金、教育振興基金積立金については、ふるさと納税として受けた寄附金を積み立てるものでございいます。2 項 1 目学校管理費、10 節需用費、消耗品費については、感染対策、学習保障等の物品購入に伴う計上です。14 節工事請

負費、広尾小学校駐車場区画線工事につきましては、地域貢献で実施されたことによる補正でございます。17 節備品購入費、学校運営備品購入については、感染症対策、学習保障等の備品購入に伴う補正です。2 目教育振興費、19 節扶助費です。就学援助費については、オンライン学習通信費用で、小学校の臨時休業に伴う学習環境確保に伴う計上でございます。

3 項 1 目学校管理費、10 節需用費、消耗品については、感染症対策、学習保障等の物品購入です。17 節備品購入についても、学校運営備品については感染対策、学習保障等の備品に伴う計上です。21 ページです。2 目教育振興費、19 節扶助費、就学援助費については、オンライン学習通信費で中学校の臨時休業に伴う学習環境確保に伴う計上です。4 項 1 目社会教育総務費、1 節報酬、社会教育委員報酬については、書面会議開催に伴う追加です。3 目図書館・児童福祉会館費、15 節原材料費については、本棚を作成するための原材料の購入に伴う計上です。17 節備品購入、図書購入費については、図書購入費として指定のあった寄附金を財源とし、購入費について計上するものです。5 項 2 目体育施設費、10 節需用費、消耗品費については高齢者健康増進センターの水銀灯購入に伴う計上、修繕料については野塚地区、豊似地区、それぞれのパークゴルフ場の修繕料、14 節工事請負費、音調津パークゴルフ場から物置移設工事については、公営住宅物置を移設しまして現在の老朽化した物置から転換を図ることに伴う計上でございます。

22 ページになります。

公債費については、確定による整理を行っております。

12 款予備費についても、総額調整でございます。

次に、3 ページに戻っていただきたいと思っております。

歳入についてご説明いたします。

9 款地方特例交付金については、確定による補正です。

10 款地方交付税についても、確定による追加でございます。

13 款使用料及び手数料については、収入証紙手数料の増に伴う補正です。

14 款 2 項 1 目総務費国庫補助金、1 節総務管理費補助金については、社会保障・税番号システム整備補助金、2 節地方創生臨時交付金については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、別枠になります新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、高度無線環境整備推進事業です。光ファイバーの関係でございます。2 目民生費国庫補助金については、子ども・子育て支援交付金、6 目教育費国庫補助金、1 節小学校費補助金、2 節中学校費補助金については、学校保健特別対策事業補助金に伴う補正です。

15 款 2 項 1 目民生費道補助金、3 節児童福祉費補助金、子ども・子育て支援事業補助金、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の追加、5 節社会福祉費補助金、同じく支援交付金の追加です。

4 ページになります。

15 款 2 項 3 目農林水産業費道補助金については、支出と同額で農業次世代人材投資事業補助金、同じく支出と同額で産地生産基盤パワーアップ事業補助金の追加、6 目教育費道補助金については、学校支援地域本部事業費補助金の補助内示額の確定による補正です。

17 款 1 項 2 目指定寄附金、3 節教育費寄附金で、教育振興資金寄附金では 1 件の補正です。図書購入費に係るものです。3 目ふるさと納税寄附金については、ポータルサイト追加に伴う寄附金額の増加でございます。

18 款 1 項 1 目繰入金、財政調整基金繰入金については交付税確定、まちづくり基金繰入金についてはふるさと納税事業に伴う補正です。2 項 1 目港湾管理特別会計繰入金については、繰越金の確定見込み、土地売払い収入に伴う補正です。

19 款繰越金については、確定による補正です。

5 ページです。

20 款 5 項 2 目雑入については、腎臓機能障害者通院送迎サービス事業利用者負担金の計上です。

21 款 1 項 1 目の総務債、臨時財政対策債は確定のもの、2 目土木債、十勝港防げん材整備事業債については過疎債からの組替、3 目辺地及び過疎対策事業債、港湾直轄整備事業債については直轄事業の変更、十勝港防げん材整備事業債は事業債への組替、高度無線環境整備推進事業債の追加に伴う補正です。

以上が補正予算の内容であります。よろしくお願いたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。審議の方法は、一般会計から各会計ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、一般会計から各会計ごとに審議を行います。休憩します。

午後 1 時 5 7 分 休憩

午後 2 時 1 0 分 再開

再開します。

申し上げます。本案 9 件については、会議規則第 55 条の質疑回数の規定を適用せず審議することといたします。

これより審議に入ります。

初めに、議案第 84 号 令和 2 年度広尾町一般会計補正予算（第 9 号）についてを審議します。

初めに、歳出に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、歳入に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第 85 号 令和 2 年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第 2 号）についてを審議しま

す。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第86号 令和2年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第87号 令和2年度広尾町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第88号 令和2年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第89号 令和2年度広尾町介護保険特別会計補正予算(第4号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第90号 令和2年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算(第4号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第91号 令和2年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第92号 令和2年度広尾町病院事業債管理特別会計補正予算(第2号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

これをもって各会計ごとの質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第84号 令和2年度広尾町一般会計補正予算(第9号)についてから議案第92号 令和2年度広尾町病院事業債管理特別会計補正予算(第2号)についてまでの9件を一括して討論、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第84号から議案第92号までの9件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案9件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案9件は討論を省略します。

これより議案第84号 令和2年度広尾町一般会計補正予算(第9号)についてから議案第92号 令和2年度広尾町病院事業債管理特別会計補正予算(第2号)についてまでの9件を一括採決します。

お諮りします。本案9件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案9件は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

1、議長(堀田) 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

明日10日は、午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 2時15分